

## 1 平成 28 年度の児童相談所状況について

### <全体状況>

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

表 1 は、県所管の児童人口（18 才未満）と『相談受付件数』（テレホン相談を除く）の 3 年間の推移です。併せて受付けた相談の主な内訳である『養護相談』（虐待以外）、『虐待相談』、『障害相談』、『非行相談』、『育成相談』の件数について 3 年間の推移を表したものです。

（表 1）児童人口、相談受付数と主な内訳

年度	所管 児童人口*	相談 受付数	養護相談 (虐待以外)	虐待 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談
26	440,715	8,328	569	2,707	3,968	224	648
27	436,669	8,442	613	3,135	3,627	152	662
28	430,550	8,702	620	3,514	3,553	142	661

(\*所管児童人口は神奈川県年齢別人口統計調査より)

所管児童人口の減少は継続していますが、『相談受付数』は相変わらず増加しています。『虐待相談』の件数は 3,514 件で、前年度と比較すると 379 件の増加（12.1%増）となりました。なおこの件数は過去最多の件数です。

### <里親制度の積極的活用>

社会的養護の対象となる子どもの心身の健やかな成長のためには、できる限り家庭環境に近い安定した人間関係の中で育てられることが重要です。本県では平成 27 年 3 月に「神奈川県家庭的養護推進計画」を策定し、家庭的養護推進のために里親開拓と里親委託の推進に取り組んでいます。表 2 は、過去 3 年間の養育里親の状況と里親委託率を表したものです。登録里親数、委託数とも増加傾向にあり、里親委託率も着実な上昇が見られています。表 3 は里親家庭での緊急一時保護実施状況です。児童数、日数ともに大幅に増加しています。虐待件数が増加の一途をたどる中、里親家庭は措置委託先としての機能に加えて、緊急対応における一時保護先としての機能も担っているという現状があります。

（表 2）養育里親の状況と里親委託率

年度	登録里親数	委託数	里親委託率* (年度末)
26	193	66	10.7%
27	204	67	11.4%
28	210	85	14.1%

（表 3）緊急一時保護実施状況

年度	児童数	日数
26	51	375
27	98	1,064
28	180	2,153

\*里親委託率＝里親措置委託数／児童養護施設・乳児院措置数＋里親措置委託数×100

国の里親委託ガイドラインで示されている「里親委託の原則」に沿った取り組みを進めていくために、引き続き里親開拓、里親委託の推進を行っていきませんが、加えて里親を支援する取り組みも重要です。里親センターや家庭養育支援センター等関係機関との連携を図り、里親委託を推進すると共に里親を支援する体制の確立を目指していきます。